

令和5年12月27日

内閣府公益法人行政担当室 御中

一般社団法人 信託協会

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒ご高配賜りま
すようお願い申し上げます。

以 上

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合（2023/11/30）資料に関する意見について

1. 公益信託に対する財務規律の適用について

- ・ 本フォローアップ会合資料 2-2「公益信託に関する法律案（仮称）の【イメージ】」、5. 公益信託事務の処理等において、「公益信託事務の収入及び費用の均衡に関する規律や使途不特定財産額（仮称）の制限に関する規律を定めるものとする」とされている。
- ・ しかしながら、「公益信託法の見直しに関する要綱」（平成 31 年 2 月）では、寄附金及び預貯金の利子など以外に公益信託事務に係る収入があることが予定されていない公益信託に対しては、公益法人の財務三原則に相当する規制は適用しないとされている。これは、現在信託銀行が受託している公益信託では、公益法人において存在する組織維持のための管理運営費用は僅少であること、信託財産の運用も制限されていること、抛出された財産を年月をかけて取り崩すことが行われているにすぎないことから、財務三原則の規律は不要であると判断されたものであると考えられる。
- ・ また、『公益信託法の見直しに関する中間試案の補足説明』（平成 29 年 12 月公表）においては、「公益信託の受託者が行う信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託については、基本的に当該信託事務の対価としての収入を得ることなく、信託財産を取り崩しながら奨学金の支給等の公益信託事務を遂行するものであることから、収支相償や遊休財産の保有制限が問題となる可能性は極めて低い。」との記述がある。
- ・ 以上のことから、法制化にあたっては、「公益信託法の見直しに関する要綱」の内容のとおり、寄附金及び預貯金の利子など以外に公益信託事務に係る収入があることが予定されていない公益信託に対しては、公益法人の財務三原則に相当する規制は適用しない旨を、改めて明記いただきたい。
- ・ また、かかる類型に該当せずに財務三原則に相当する規律を適用することが適当と判断されるような公益信託に対しても、公益信託の軽量軽装備な特徴を活かすために、過剰な規制とならないよう必要最小限の規制となるように検討を進めていただきたい。

2. 新しい公益信託制度への移行について

- ・ 本フォローアップ会合資料 1-2「制度改革のスケジュール」において、令和 8 年 4 月に新公益信託法施行、令和 10 年 3 月に新制度への経過措置期限が設けられる予定であることが示された。

- ・ 移行に際しては、信託契約の変更、新しい制度に沿ったシステムの構築をはじめとした相応の対応が必要であり、経過措置期限を所与のものとして、移行に際して必要となる手続き・作業の内容をご精査いただき、それらに要する期間を具体的に積み上げて経過措置期限をご設定いただきたい。
- ・ また、移行において追加的に必要となる費用は本来助成活動の原資となるべきものであり、移行手続きのために関係者や信託財産が負う人的・金銭的負担が少ないことが望ましい。そのため、移行手続きや申請様式等は、例えば一覧表形式での提出が許容されることや申請窓口を内閣府に一元化いただくなど、極力シンプルにさせていただくようご配慮いただきたい。

3. 公益信託制度改革における運用指針（ガイドライン）等について

- ・ 公益信託の特長である軽量・軽装備を生かすべく、手続きを簡素化するとともに、わかりやすいガイドラインの整備をいただきたい。
- ・ モデル公益信託契約書案等の策定にあたっては、信託業法が適用される信託銀行が多くの公益信託を受託している現状を踏まえ、信託業法の規定についても参考にさせていただきたい。

4. 公益信託制度改革における会計基準について

- ・ 公益信託の特長である軽量・軽装備を生かしたモデルに基づき、複雑なものとならないように検討いただきたい。

以上